平成３０年（フ）第６５２号
さいたま市南区大字円正寺516番地５　Ｋフラット２　207号室
債務者　反中美奈子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８７号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区９棟205号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７２１号
埼玉県北本市栄７番地　３―13―204
債務者　小谷野信彦（旧姓福士）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２６４号
埼玉県草加市八幡町936番地１　モア・ステージ草加公園通り204号
債務者　藤森　　享
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2748番地１　アンボーレヴＡ　206号室、前住所埼玉県坂戸市大字成願寺29番地11
債務者　青木　耕作
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２６４号
埼玉県所沢市若狭４丁目2512番地の11
債務者　杉崎　一枝
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２７３号
埼玉県入間市宮寺4102番地28　コーポ武蔵野304、前住所埼玉県入間市小谷田１丁目５番12号
債務者　野中　洋介
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０２号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目31番17号　ステラ17　206
債務者　近藤　孝雄
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２９号
埼玉県熊谷市石原127番地３　アルファメゾネット705Ⅱ―103
債務者　小野寺　徹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１５４号
埼玉県深谷市上柴町東５丁目５番地21　アーバンＹＳ108―113号、旧住所埼玉県深谷市上柴町東４丁目８番地25　アーバンＹＳ102―206号
債務者　平野　直人
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１４１号
大阪府泉南市馬場２―38―14　和泉南病院、住民票上の住所大阪府泉南市信達市場2738番地の39
債務者　樫本　亘正
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５４号
大阪府泉大津市千原町２丁目19番５号
債務者　橋野　義則
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
大阪府泉南市樽井４丁目34番５号、前住所大阪府泉南市岡田１丁目37番地の11
債務者　宗ジョナリンゲリドこと　ＳＯ　ＪＯＮＡＬＹＮ　ＧＥＬＩＤＯ
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
大阪府貝塚市三ケ山1257番地１
債務者　奥　　博昭
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１９７号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１　泉佐野長滝住宅３―111
債務者　太佐　和代
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
大阪府岸和田市荒木町１丁目11番11―112号、前住所大阪府岸和田市荒木町１丁目11番11―113号
債務者　土門　秀和
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係